



熊本県公報

第 1 2 3 0 2 号

平成 26 年 3 月 28 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(千丁加入区)・・・(団体支援課) 2
- と畜場法施行規則様式第1に掲げると畜場番号の一部改正
.....(健康危機管理課) 2
- 熊本県天草ビジターセンターの指定管理者の告示.....(自然保護課) 2
- 熊本県富岡ビジターセンターに関する事務の委託.....(〃) 2
- 熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款.....(監理課) 3
- 熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款.....(〃) 3
- 熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款.....(〃) 3
- 熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項.....(水俣病保健課) 3
- 特別障害者手当等の支給等に関する事務の委託の一部を改正
する告示.....(障がい者支援課) 4
- 熊本県土地利用基本計画の一部変更.....(地域振興課) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による施術者の指定.....(社会福祉課) 4
- 指定障害児通所支援事業者の指定.....(障がい者支援課) 4
- 指定障害児通所支援事業者の指定.....(〃) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定.....(高齢者支援課) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定.....(〃) 5
- 熊本港コンテナターミナルの指定管理者への港湾施設使用料
収納事務の委託.....(港湾課) 5
- 八代港コンテナターミナルの指定管理者への港湾施設使用料
収納事務の委託.....(〃) 6
- 熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部を改正する
約款.....(営繕課) 6
- 個人県民税の控除対象寄附金の指定.....(税務課) 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....(砂防課) 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....(〃) 13
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....(〃) 24
- 熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を
改正する要項.....(税務課) 28
- 道路の供用開始.....(道路保全課) 28
- 道路の供用開始.....(〃) 28
- 道路の区域変更.....(〃) 29
- 道路の区域変更.....(〃) 29
- 道路の区域変更.....(〃) 29
- 公共測量の終了.....(監理課) 30
- 公共測量の終了.....(〃) 30
- 都市計画法による開発行為工事完了公告.....(建築課) 30
- 特定調達契約に係る落札者の決定.....(会計課) 30
- 平成26年度前期技能検定の実施.....(産業人材育成課) 31
- 熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規
程.....(企業局工務課) 33
- 熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程.....(〃) 34
- 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所
管区域又は警備区域の一部改正.....(警察本部地域課) 35
- 熊本県議会会議規則の一部を改正する規則.....(議会事務局議事課) 36
- 熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則.....(教育政策課) 36
- 熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令.....(〃) 36
- 熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令.....(〃) 41
- 熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則.....(学校人事課) 41
- 熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する
規則.....(〃) 41

用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県と苓北町との間の熊本県富岡ビジターセンターに関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 熊本県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を苓北町に委託する。

(1) 天草地域の自然及び人文に関する資料の展示及び解説に関する事務

(2) その他ビジターセンター設置の目的を達成するために必要な事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、熊本県ビジターセンター条例(平成6年熊本県条例第41号)の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、熊本県の負担とする。

(条例の制定改廃の場合の措置)

第4条 熊本県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ苓北町に通知しなければならない。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、熊本県と苓北町とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県告示第270号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款

熊本県公共工事請負契約約款(平成23年熊本県告示第349号の14)の一部を次のように改正する。

第34条第8項、第42条第2項及び第3項、第47条第3項並びに第49条第1項及び第2項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

附 則

この約款は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県告示第271号

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款

熊本県公共工事関係業務委託契約約款(平成23年熊本県告示第349号の15)の一部を次のように改正する。

第35条第6項、第42条第2項及び第3項、第47条第1項及び第2項並びに第49条第1項及び第2項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

附 則

この約款は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県告示第272号

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款

熊本県公共建築設計業務委託契約約款(平成23年熊本県告示第349号の16)の一部を次のように改正する。

第34条第6項、第41条第2項及び第3項、第46条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

附 則

この約款は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県告示第273号

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項
熊本県医療事業実施要項(平成22年熊本県告示第635号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「の支払を受けよう」を「を請求しよう」に改める。
第11条中「申請」を「規定により療養費の請求を行う」に、「210円」を「216円」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、この要項の施行の日以後の請求に係る診療報酬明細書等について適用し、同日前の請求に係る診療報酬明細書等については、なお従前の例による。

熊本県告示第274号

平成9年3月31日熊本県告示第231号の19（特別障害者手当等の支給等に関する事務の委任）の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

「熊本県福祉事務所」の次に「（熊本県玉名福祉事務所、熊本県阿蘇福祉事務所、熊本県芦北福祉事務所及び熊本県球磨福祉事務所を除く。）」を加える。

熊本県告示第275号

熊本県土地利用基本計画（昭和50年熊本県告示第537号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により次のとおりその要旨を公表する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 熊本県土地利用基本計画の変更の要旨

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
宇城森林地域	宇城市	5ヘクタールの縮小	災害の発生や環境の悪化に支障を来さないものとして森林法に基づく林地開発許可を行い、開発が完了したため
合志森林地域	合志市	4ヘクタールの縮小	同上

- 2 変更に係る熊本県土地利用基本計画の閲覧場所
熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課（県庁行政棟本館6階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）において準用する生活保護法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
山本 司	さしき整骨院	葦北郡芦北町佐敷498番地1	平成26年3月14日

熊本県告示第277号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
オーガニックス テーションYOU 球磨郡錦町大字 西 7 9 0 番地	オーガニックス テーションYOU 合同会社 球磨郡錦町大字 西 1 5 5 番地 内山 順子	平成 2 6 年 3 月 1 9 日	4351800109	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第 2 7 8 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
くればす 阿蘇郡小国町大 字宮原 2 6 1 7 番地	社会福祉法人小国町 社会福祉協議会 阿蘇郡小国町大字宮 原 1 5 3 0 番地 2 北里 敏明	平成 2 6 年 4 月 1 日	4351300027	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス 指定保育所 等訪問支援

熊本県告示第 2 7 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社優光	ヘルパーステー ション 豊福	宇城市松橋町豊 福字下城 1 1 9 8 番地 2	平成 2 6 年 3 月 2 0 日	訪問介護

熊本県告示第 2 8 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社優光	ヘルパーステー ション 豊福	宇城市松橋町豊 福字下城 1 1 9 8 番地 2	平成 2 6 年 3 月 2 0 日	介護予防訪問 介護

熊本県告示第 2 8 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により次のとおり収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第6条に規定する使用料の収納
- 2 委託の相手方
くまもとファブ株式会社 代表取締役社長 牛島浩
熊本市西区新港二丁目2番地
- 3 委託する期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

熊本県告示第282号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第6条に規定する使用料の収納
- 2 委託の相手方
松木運輸株式会社 代表取締役社長 松木喜一
八代市昆舎丸町1番3号
- 3 委託する期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

熊本県告示第283号

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部改正する約款を次のように定める。
平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款（平成24年熊本県告示第479号）の一部を次のように改正する。
第31条第2項及び第3項並びに第39条第1項及び第2項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

附 則

この約款は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県告示第284号

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）第30条第4号の規定により次の寄附金を個人県民税寄附金税額控除対象の寄附金として指定したので、熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）第19条の3の5第5項の規定により告示する。
平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定年月日 平成26年3月28日
- 2 控除対象寄附金の名称
 - (1) 独立行政法人国立病院機構熊本医療センターに対する寄附金
 - (2) 独立行政法人国立病院機構熊本南病院に対する寄附金
 - (3) 独立行政法人国立病院機構菊池病院に対する寄附金
 - (4) 独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院に対する寄附金
- 3 寄附金募集者の名称
独立行政法人国立病院機構
- 4 寄附金募集者の代表者の氏名 理事長 桐野 高明
- 5 寄附金募集者の主たる事務所の所在地 東京都目黒区東が丘二丁目5-21
- 6 控除対象寄附金の指定の有効期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

熊本県告示第285号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 仮屋沢-1（446-1-007-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地

- (2) 上益城郡山都町仮屋
土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 仮屋沢-2 (446-1-007-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡山都町仮屋
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 小笹川 (445-2-048)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町小笹
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 綿打川 (445-2-049)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 上川井野沢 (445-2-050)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 椎原 (畑) (445-1-048)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町畑
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 小笹 (445-1-051)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町小笹
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 上川井野1-1(445-1-060-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 上川井野1-3(445-1-060-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 上仏原(446-1-013)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町仏原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 仏原(446-1-019)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町仏原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 仮屋1(446-1-024)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町仮屋
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 仮屋2-1(446-1-025-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町仮屋
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 4 仮屋 2-2 (446-1-025-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町仮屋
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 開田 2 (446-1-056)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町仏原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 笹原-2 (445-2-131-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町小笹
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 池尻 1 (445-2-133)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 上川井野 2 (445-2-134)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 上川井野 3 (445-2-135)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 上川井野 4-1 (445-2-136-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 上益城郡山都町上川井野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 上川井野4-2 (445-2-136-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 上川井野5 (445-2-137)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 上川井野6-1 (445-2-138-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 上川井野6-2 (445-2-138-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 上川井野7 (445-2-139)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 上川井野8 (445-2-141)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

2 7 次
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 7 岩下1（445-2-147）
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

2 8 次
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 8 岩下2-1（445-2-148-1）
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

2 9 次
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 9 岩下2-2（445-2-148-2）
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

3 0 次
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 0 岩下2-3（445-2-148-3）
(1) 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野

- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 1 次
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 1 池尻2-1（445-2-149-1）
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

3 2 次
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 2 池尻2-2（445-2-149-2）
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 池尻3 (445-2-150)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 石仏1 (445-2-179)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 石仏2 (445-2-180)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上川井野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 安方丸山 (446-2-015)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町仏原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 仏原丸山2 (446-2-016)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町仏原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 仏原丸山1 (446-2-017)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町仏原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部

- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 仮屋3-1 (446-2-046-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町仮屋
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 仮屋3-2 (446-2-046-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町仮屋
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 41 仮屋3-3 (446-2-046-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町仮屋
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 42 仮屋4 (446-2-047)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町仮屋
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 43 仮屋5 (446-2-048)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町仮屋
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第286号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 平川2 (445-1-007)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町島木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 木鷲野川2（445-1-009）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡山都町島木
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 暮瀬川（445-2-015）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町島木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 山中沢1（445-2-025）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町長田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 山中沢2（445-2-026）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町長田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 小川1-1（445-1-020-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町黒川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 小川1-2（445-1-020-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町黒川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 寺川1-1 (445-1-024-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 寺川1-2 (445-1-024-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 寺川1-3 (445-1-024-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 寺川1-4 (445-1-024-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 寺川4 (445-1-025)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 寺川2 (445-1-026)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 寺川3-1 (445-1-027-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 寺川3-2 (445-1-027-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 寺川3-3 (445-1-027-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 寺川3-4 (445-1-027-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 大野1-1 (445-1-028-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 大野1-2 (445-1-028-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 0 後谷 (B) - 1 (445-1-054-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町麻山
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 後谷 (B) - 2 (445-1-054-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡山都町麻山
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 後谷 (B) - 3 (445-1-054-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町麻山
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 後谷 (B) - 4 (445-1-054-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町麻山
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 後谷 (B) - 5 (445-1-054-5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町麻山
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 後谷 (A) - 1 (445-1-055-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町麻山
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 後谷 (A) - 2 (445-1-055-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町麻山
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 後谷(A)-3(445-1-055-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町麻山
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 後谷(A)-4(445-1-055-4)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町麻山
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 後谷(A)-5(445-1-055-5)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町麻山
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 大星1-1(445-1-096-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町北中島
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 大星1-2(445-1-096-2)
 (1) 土砂災害警戒区域の所在地
 上益城郡山都町北中島
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 大星1-3(445-1-096-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町北中島
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 小星1 (445-1-097)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町北中島
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 峯1 (峰1-1) (445-1-111-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町島木
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 峯1 (峰1-2) (445-1-111-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町島木
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 峯1 (峰1-3) (445-1-111-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町島木
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 峯1 (峰1-4) (445-1-111-4)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町島木
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 峯1 (峰1-5) (445-1-111-5)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町島木
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 峯1 (峰1-6) (445-1-111-6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町島木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 峯1 (峰1-7) (445-1-111-7)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡山都町島木
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 41 布施2 (布勢2) (445-1-116)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町島木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 42 小川2 (445-2-096)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町黒川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 43 寺川5 (445-2-103)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 44 寺川6 (445-2-104)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 45 寺川7 (445-2-105)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 6 大野2 (445-2-106)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 7 大野3 (445-2-107)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 8 麻山後谷1 (445-2-114)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町麻山

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 9 麻山後谷2 (445-2-115)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町麻山

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 0 麻山後谷3 (445-2-116)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町麻山

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 1 川俣1-1 (445-2-117-1)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町黒川

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 川俣1-2 (445-2-117-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町黒川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 川俣2-1 (445-2-118-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町黒川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 川俣2-2 (445-2-118-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町黒川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 大星2 (445-2-210)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町北中島
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 目射-1 (446-1-039-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町緑川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 目射-2 (446-1-039-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町緑川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 58 目射-3 (446-1-039-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町緑川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 59 川ノ口1 (446-1-040)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町緑川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 60 川ノ口2-1 (446-1-045-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町緑川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 61 川ノ口2-2 (446-1-045-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町緑川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 62 川ノ口2-3 (446-1-045-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町緑川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 63 川ノ口3-1 (446-1-046-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町緑川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 川ノ口3-2(446-1-046-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町緑川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 川の口4(川ノ口4)(446-2-033)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町緑川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 川の口5(川ノ口5)(446-2-034)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町緑川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 7 溜淵2(427-2-006(人))
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町柏
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 花園川(211-1-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市花園町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 上古閑川2(211-1-002)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 宇土市岩古曾町
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 曾波多川右支川(曾畑川右支川) (2 1 1 - 1 - 0 0 3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市岩古曾町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 曾畑川 (2 1 1 - 1 - 0 0 4)
(1) 土砂災害警戒区域の所在地
宇土市岩古曾町
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 岩熊川 (2 1 1 - 1 - 0 0 5)
(1) 土砂災害警戒区域の所在地
宇土市岩古曾町
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 上古閑川 3 (2 1 1 - 2 - 0 0 1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市岩古曾町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 上古閑川 1 (2 1 1 - 2 - 0 0 2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市岩古曾町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 布古閑川 (2 1 1 - 2 - 0 0 3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市岩古曾町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 岩熊1 (211-1-072)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市岩古曾町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 布古閑 (A) - 1 (211-1-073-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市岩古曾町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 布古閑 (A) - 2 (211-1-073-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市岩古曾町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 布古閑 (B) (211-1-074)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市岩古曾町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 妙見1 (211-1-075)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市岩古曾町、花園台町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 14 岩熊2 (211-2-096)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市岩古曾町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 15 布古閑 (211-2-097)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市岩古曾町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 16 上古閑1 (211-2-098)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市岩古曾町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 上古閑2 (211-2-099)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市岩古曾町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 花園1 (211-2-100)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市岩古曾町、花園台町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 花園2 (211-2-101)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市花園町、岩古曾町、花園台町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 妙見2 (211-2-102)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市花園町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 妙見3 (211-2-103)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市花園町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 花園2（花園3）（211-3-033）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市花園町、花園台町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第288号

熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項
熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項（昭和49年熊本県告示第540号）
の一部を次のように改正する。

第5条中「3月末日」を「1月末日」に改める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町大字山内字原 2494番2地先から 山鹿市菊鹿町大字山内字高石 2450番2地先まで	79.1	災害防除

2 供用を開始する期日 平成26年3月28日

熊本県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市鹿本町字横枕	70.0	

		658番2地先から 同所	
		633番1地先まで	
		山鹿市菊鹿町上内田字小田 407番64地先から	130.0
		山鹿市菊鹿町上内田字清水 629番1地先まで	
	熊本菊鹿線	山鹿市菊鹿町大字木野字上龍ヶ 鼻	156.0
		3346番地先から	
		山鹿市菊鹿町大字木野字銭瓶塚 3626番2地先まで	

2 供用を開始する期日 平成26年3月28日

熊本県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	住吉熊本線	合志市幾久富字山下 1597番2地先から 同所 1600番7地先まで	前	16.1 ～ 21.2	54.8	活力基盤創出 交付金
			後	16.9 ～ 24.5	54.8	

2 区域を変更する期日 平成26年3月28日

熊本県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	田上日奈久線	八代市坂本町鶴喰字轟 1414番1地先から 八代市坂本町鶴喰字轟 1411番1地先まで	前	9.2 ～ 3.7	331.6	災害防除
			後	42.9 ～ 5.6	331.6	

2 区域を変更する期日 平成25年3月28日

熊本県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南小国 波野線	阿蘇郡産山村大字山鹿 1037番1地先から 同所 1053番1地先まで	前	5.5 ～ 16.8	377.0	単県道
			後	7.5 ～ 23.9	377.0	

2 区域を変更する期日 平成26年3月28日

公 告

熊本県公告第168号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（1級水準測量）	平成25年12月24日から 平成26年2月28日まで	荒尾市全域

熊本県公告第169号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量）	平成25年12月9日から 平成26年3月7日まで	人吉市の一部

熊本県公告第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字南沖野5666番地48の一部
1,503.18平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊陽町

熊本県公告第171号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県総合財務会計システム用サーバ機器等 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局会計課システム・出納班
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 3 落札者を決定した日
平成26年3月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社九州法人支店
福岡県福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 落札金額
4,046,760円（うち消費税及び地方消費税の額299,760円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年1月24日

熊本県公告第172号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成26年度前期技能検定を次のとおり実施する。
平成26年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 実施職種

(1) 1級及び2級

造園（造園工事）、金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化处理）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタ）、放電加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工）、金属プレス加工（金属プレス）、鉄工（構造物鉄工）、建築板金（内外装板金及びダクト板金）、工場板金（打出し板金）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト）、電子機器組立て（電子機器組立て）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て）、建設機械整備（建設機械整備）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作）、家具製作（家具手加工及び家具機械加工）、建具製作（木製建具機械加工及び木製建具手加工）、印刷（オフセット印刷）、プラスチック成形（射出成形）、強化プラスチック成形（手積み積層成形）、石材施工（石張り）、とび（とび）、左官（左官）、ブロック建築（コンクリートブロック工事）、タイル張り（タイル張り）、畳製作（畳製作）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事）、シーリング防水工事及びFRP防水工事）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事）、熱絶縁施工（保温保冷工事）、サッシ施工（ビル用サッシ施工）、表装（壁装）、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装）、フラワー装飾（フラワー装飾）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾）、造園（造園工事）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタ）、機械検査（機械検査）、機械保全（機械系保全）、電子機器組立て（電子機器組立て）、建築大工（大工工事）、フラワー装飾（フラワー装飾）

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料 17,900円（11,900円）

かっこ書きの手数料は、熊本県手数料条例別表第20に定める在校生が3級を受検する場合に適用する。

イ 実施期日

実技試験は、平成26年6月4日から平成26年9月9日までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、平成26年5月28日に熊本県職業能力開発協会公表する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100円

イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
3級	園芸装飾（室内園芸装飾）、造園（造園工事）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタ）、機械検査（機械検査）、機械保全（機械系保全）、電子機器組立て（電子機	平成26年7月20日

	器組立て)、建築大工(大工工事)、フラワー装飾(フラワー装飾)	
1級及び2級	造園(造園工事)、金属熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化処理)、金属プレス加工(金属プレス)、プラスチック成形(射出成形)、とび(とび)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事)、サッシ施工(ビル用サッシ施工)、塗装(建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装)	平成26年8月24日
1級及び2級	機械加工(普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタ)、鉄工(構造物鉄工)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト)、電子機器組立て(電子機器組立て)、建設機械整備(建設機械整備)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作)、家具製作(家具手加工及び家具機械加工)、建具製作(木製建具機械加工及び木製建具手加工)、印刷(オフセット印刷)、左官(左官)、畳製作(畳製作)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事)	平成26年8月31日
1級及び2級	放電加工(数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工)、建築板金(内外装板金及びダクト板金)、工場板金(打出し板金)、仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て)、強化プラスチック成形(手積み積層成形)、石材施工(石張り)、ブロック建築(コンクリートブロック工事)、タイル張り(タイル張り)、熱絶縁施工(保温保冷工事)、表装(壁装)、フラワー装飾(フラワー装飾)	平成26年9月7日

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)を(2)の提出先に提出すること。
 なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会
 熊本県上益城郡益城町田原2081-10電子応用機械技術研究所内
 電話 096-285-5818

(3) 受付期間

平成26年4月7日から平成26年4月18日まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を記入し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、郵送による申請書は、平成26年4月18日までの消印のあるものに限る。

- 受け付ける。
 ウ イの場合において、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 5 手数料の納付方法等
 実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
 なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。
- 6 合格発表等
 (1) 合格発表
 技能検定の合格者は、平成26年10月3日（平成26年7月20日に学科試験を実施する職種については平成26年8月22日）に熊本県庁行政棟本館1階ロビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて受検番号を掲示、又は記載する。
 (2) 合格通知
 実技試験又は学科試験に合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成26年10月3日以降（平成26年7月20日に学科試験を実施する職種については平成26年8月22日以降）に書面で通知する。
 (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等
 技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣、2級及び3級については熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から1級技能士章、単一等級技能士章、2級技能士章、3級技能士章がそれぞれ交付される。
- 7 その他
 技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

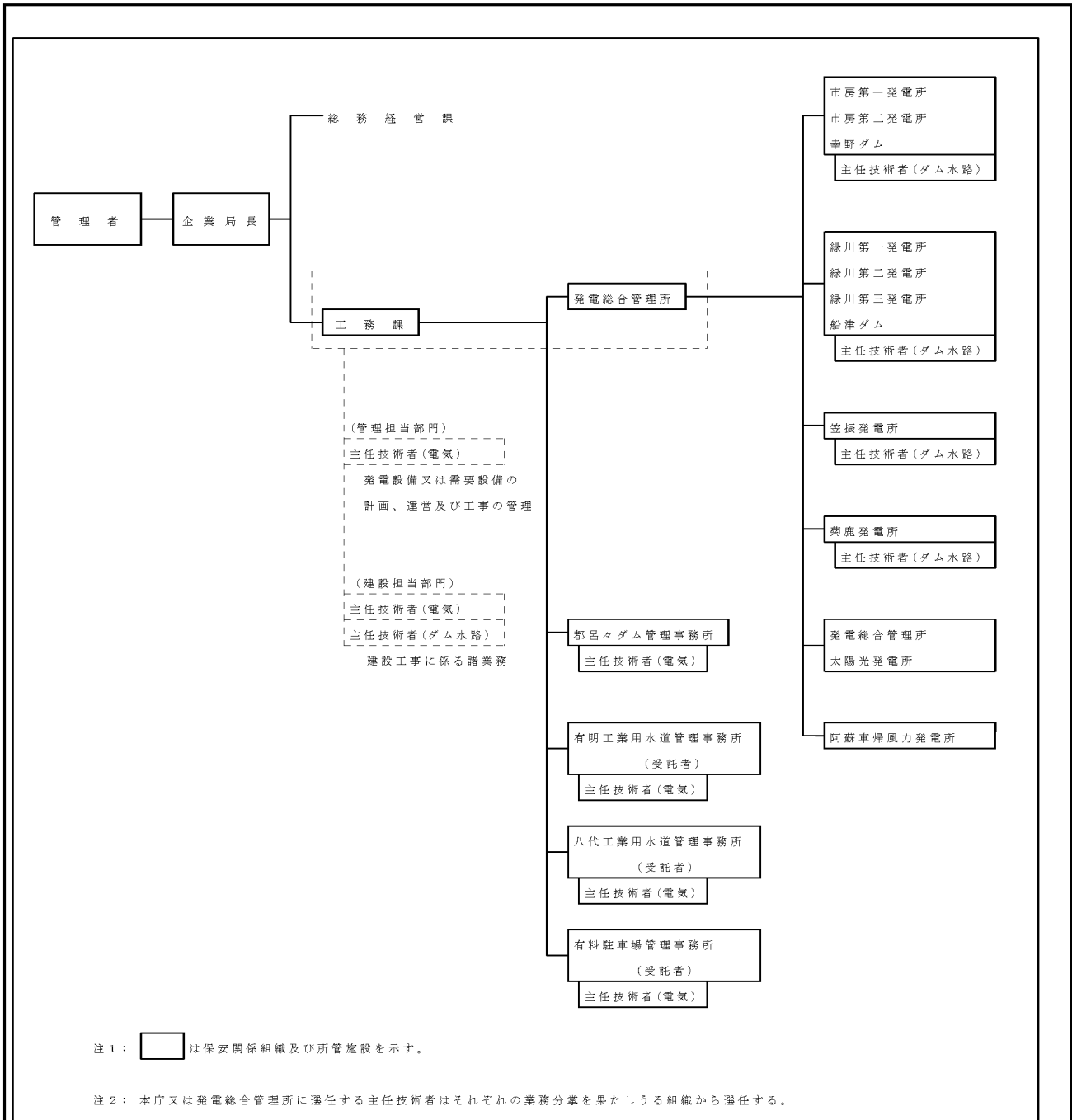
登載依頼

熊本県公営企業管理規程第3号

熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成26年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程
 熊本県企業局事業用電気工作物保安規程（昭和62年公営企業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。
 別表第1を次のように改める。



附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 4 号
熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 26 年 3 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程
熊本県企業局無線管理規程(昭和 56 年熊本県公営企業管理規程第 1 号)の一部を次のよ
うに改正する。
別表(第 2 条、第 3 条、第 5 条関係)の中

固定局	電気 事業用	けんでん ふじもと	(送受信所及び通信所)熊本県八代市 坂本町葉木 藤本発電所構内 (第 2 通信所)熊本県八代市坂本町荒瀬 荒瀬ダム管理所構内	発電総合 管理所長
〃	〃	けんでん なかたに	(送受信所)熊本県八代市坂本町中谷い 990 の 2 中谷中継所構内	〃
〃	〃	しもあらせ けいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町下荒瀬 下荒瀬警報所構内	〃
〃	〃	やはたばし けいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町八幡橋 八幡橋警報所構内	〃
〃	〃	おうしの けいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町合志野 合志野警報所構内	〃
〃	〃	まつぎき けいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町坂本 4228 の 12 八代市役所坂本支所構内	〃
〃	〃	さかもと けいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町坂本 坂本警報所構内	〃
〃	〃	けだいのせ けいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町下代瀬 下代瀬警報所構内	〃
〃	〃	せたか けいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町瀬高 瀬高警報所構内	〃
〃	〃	おいなご けいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町生名子 生名子警報所構内	〃
〃	〃	ふかみ けいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町深水 深水警報所構内	〃
〃	〃	はらめぎ けいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町原女木 原女木警報所構内	〃
〃	〃	しもはらめぎ けいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町原女木 下原女木警報所構内	〃
〃	〃	かみいまいず みけいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町今泉 上今泉警報所構内	〃
〃	〃	いまいずみ けいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町今泉 今泉警報所構内	〃

〃	〃	しもいまいず みけいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町今泉 下今泉警報所構内	〃
〃	〃	ふるた けいほう	(送受信所)熊本県八代市坂本町古田 古田警報所構内	〃
〃	水防用	すいぼう くにみ	(送受信所)熊本県球磨郡球磨村大字 一勝地宇池原1630 国見中継局内	〃

附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公安委員会告示第 5 号
平成 6 年 10 月 28 日熊本県公安委員会告示第 12 号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。
平成 26 年 3 月 28 日

を削除

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生
1の表宇城警察署花園駐在所の項中「宇土市境目町」を「宇土市古保里町」に、「善導寺町」を「善道寺町」に改める。

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成26年3月28日

熊本県議会議長 前 川 収

熊本県議会規則第1号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則
熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第118条第2項中「速記法」を「録音」に、「速記する」を「記録する」に改める。

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月28日

熊本県教育委員会委員長 米 澤 和 彦

熊本県教育委員会規則第4号

熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則
熊本県立教育センター規則（昭和46年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「
教科教育研修部 を 教科研修部 に、
」

「
教育経営研修部 経営領域研修室、教育相談室 を
」

「
経営研修部 経営研修室、特別支援教育研修室、教育相談室 に改める。
」

第3条の表中「教科教育研修部」を「教科研修部」に、「教育経営研修部」を「経営研修部」に改める。

- 附 則
1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる部・室に勤務を命ぜられている者は、辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表新欄に掲げる部・室に勤務を命ぜられたものとする。

旧		新	
部	室	部	室
教科教育研修部	教科研修室 理科研修室 技術・家庭研修室	教科研修部	教科研修室 理科研修室 技術・家庭研修室
教育経営研修部	経営領域研修室 教育相談室	経営研修部	経営研修室 教育相談室

各 地 方 機 関
各 地 立 学 校

熊 本 県 教 育 庁 処 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。
平 成 2 6 年 3 月 2 8 日

熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 米 澤 和 彦

熊 本 県 教 育 庁 処 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令
熊 本 県 教 育 庁 処 務 規 程 (昭 和 3 6 年 熊 本 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 4 8 号) の 一 部 を 次 の よ う
に 改 正 す る。

別 表 第 1 (第 3 条 関 係) 中

教 育 指 導 局	高 校 教 育 課	総 務 係
		修 学 支 援 係 高 等 学 校 教 育 指 導 係 産 業 教 育 指 導 係

を

教 育 指 導 局	高 校 教 育 課	総 務 係
		修 学 支 援 係 高 等 学 校 教 育 指 導 係 産 業 教 育 指 導 係 い じ め 防 止 対 策 班

に 改 め る。

別 表 第 4 (第 6 条 、 第 8 条 関 係) 中

教 育 政 策 課	18 教 育 に 関 す る 法 人 に 関 す る こ と 。		1 特 例 民 法 法 人 、 一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人 並 び に 公 益 法 人 に 対 す る 行 政 処 分 に 関 す る こ と 。		1 特 例 民 法 法 人 、 一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人 並 び に 公 益 法 人 に 対 す る 監 督 に 関 す る こ と 。	

を

教 育 政 策 課	18 教 育 に 関 す る 法 人 に 関 す る こ と 。		1 公 益 法 人 及 び 一 般 法 人 (移 行 法 人 含 む 。) に 対 す る 行 政 処 分 に 関 す る こ と 。		1 公 益 法 人 及 び 移 行 法 人 に 対 す る 監 督 に 関 す る こ と 。	

に、

教 育 指 導 局	高 校 教 育 課	8 高 校 整 備 推 進 室 に 関 す る こ と 。					を
		9 教 育 指 導 局 長 に 関 す る					

		こと。					
教育 指導局	高校教 育課	8 いじ めの防止 等のため の対策に 関すること。	1 熊本 県いじめ 防止基本 方針に関 すること。		1 熊本 県いじめ 問題対策 連絡協議 会に関す ること。 2 熊本 県いじめ 防止対策 審議会に 関すること。		
			2 いじ め防止対 策推進法 (平成 2 5 年法律 第 7 1 号) 第 2 8 条 に基づく 重大事態 の調査に 関すること。				
			3 いじ め防止対 策推進法 第 3 0 条 に基づく 重大事態 の報告に 関すること。				
		9 いじ めの防止 等に係る 県立学校 に対する 指導及び 助言に関 すること。					
		10 高校 整備推進 室に関す ること。					
		11 教育 指導局長 に関す ること。					

に、

」

義務教育課	2 就学援助補助金等に関し、次に掲げる事務を行うこと。					
	(1) 市町村の要保護児童生徒援助費補助金に関すること。					
	(2) 幼稚園就園奨励費補助金に関すること。					
	(3) へき地児童生徒援助費補助金に関すること。					
	(4) 理科教育設備整備費等補助金に関すること。					
	3 公立義務教育諸学校又は幼稚園の学校運営協議会制度に関すること。					
	4 環境教育に関すること。					

を

義務教育課	2 いじめの防止等に係る市町村教育委員会に対する指導及び助言に関					
-------	----------------------------------	--	--	--	--	--

教育指導局	特別支援教育課	3 いじめの防止等に係る特別支援学校に対する指導及び助言に関すること。					
		4 障害児審査委員会に関すること。					

に改める。
 附 則
 この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 3 号

本 庁 各 課
 各 地 方 機 関

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成 26 年 3 月 28 日

熊本県教育委員会委員長 米 澤 和 彦

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県立図書館処務規程（昭和 38 年教育委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。
 別表中

「

総務課	総務企画係	を	総務課	総務係	に改める。
				企画係	

」

附 則
 この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成 26 年 3 月 28 日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会規則第 5 号

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則
 熊本県立学校管理規則（昭和 32 年熊本県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 3 の次に次の 1 条を加える。
 （指導教諭）

第 10 条の 4 学校に指導教諭を置くことができる。
 2 指導教諭は、幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育又は教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
 第 11 条の 3 第 2 項、第 12 条の 5、第 15 条の 2 第 2 項及び第 16 条第 2 項中「教諭の中から」を「指導教諭又は教諭の中から」に改める。

附 則
 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成 26 年 3 月 28 日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会規則第 6 号

熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立学校職員の人事評価に関する規則（平成 1 8 年熊本県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表の被評価者の欄中「主幹教諭」を「主幹教諭、指導教諭」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立総合体育館使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会規則第 7 号

熊本県立総合体育館使用規則の一部を改正する規則
熊本県立総合体育館使用規則（昭和 5 7 年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

別記第 8 号様式を削る。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県総合射撃場使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会規則第 8 号

熊本県総合射撃場使用規則の一部を改正する規則
熊本県総合射撃場使用規則（平成 1 0 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

別記第 6 号様式を削る。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 9 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 1 年熊本県人事委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の表知事部局の項中「審議員」を「審議員 危機管理防災企画監」に改める。

別表出先機関の表食肉衛生検査所の項中「次長」を「次長 総務課長」に改め、同表天草地域ダム建設事務所の項を削る。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 1 0 号

公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則（平成 1 4 年熊本県人事委員会規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	団体の名称
条例第 2 条第 1 項第 1 号に該当する団体	一般社団法人九州観光推進機構 一般社団法人熊本県物産振興協会 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 一般財団法人熊本さわやか長寿財団 一般財団法人熊本県起業化支援センター 一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会

	一般財団法人熊本県伝統工芸館 一般財団法人熊本県建設技術センター 一般財団法人熊本県建築住宅センター 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 公益社団法人熊本県林業公社 公益財団法人熊本県立劇場 公益財団法人熊本県環境整備事業団 公益財団法人くまもと産業支援財団 公益財団法人熊本県農業公社 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金
条例第 2 条第 1 項第 2 号に該当する団体	公立大学法人熊本県立大学
条例第 2 条第 1 項第 3 号に該当する団体	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会 社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 熊本県道路公社 日本下水道事業団 熊本県住宅供給公社
条例第 2 条第 1 項第 5 号に該当する団体	公益社団法人熊本県観光連盟 公益財団法人くまもと地下水財団 公益財団法人熊本県体育協会 独立行政法人地域医療機能推進機構（人吉医療センター）

附 則
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 5 号

幸野ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 26 年 3 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

幸野ダム操作規程の一部を改正する規程

幸野ダム操作規程（昭和 43 年熊本県公営企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 14 条、第 19 条及び第 20 条第 4 号関係）を次のように改める。

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
1	熊本県知事	球磨地域振興局 土木部維持管理調整課	防災行政無線電話 加入電話	放流量 5 m ³ /s 以上
	水上村長	球磨郡水上村役場	防災行政無線電話 加入電話	
	湯前町長	球磨郡湯前町役場	防災行政無線電話 加入電話	
	多良木町長	球磨郡多良木町役場	防災行政無線電話 加入電話	
	熊本県多良木警察署長	湯前駐在所	加入電話	
	熊本県企業局長	企業局工務課	防災行政無線電話 加入電話	放流量 5 m ³ /s 以上
	熊本県企業局発電総合管理所長	企業局 発電総合管理所	防災行政無線電話 加入電話	
	熊本県市房ダム管理所長	市房ダム管理事務所	防災行政無線電話 加入電話	放流量 5 m ³ /s 以上

	電源開発株式会社 南九州電力所長	瀬戸石ダム管理所	電源開発専用電話 加入電話	放流量 5 m ³ / s 以上
2	九州地方整備局長	八代河川国道事務所 河川管理課	国土交通省専用電話 加入電話	〃

附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 6 号

船津ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 26 年 3 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

船津ダム操作規程の一部を改正する規程

船津ダム操作規程（昭和 45 年熊本県公営企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 14 条、第 19 条及び第 20 条第 4 号関係）を次のように改める。

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
1	熊本県知事	土木部河川港湾局河川課	防災行政無線電話 加入電話 F A X	
		宇城地域振興局 土木部維持管理調整課	加入電話 F A X	
		上益城地域振興局 土木部維持管理調整課	加入電話 F A X	
	美里町長	下益城郡美里町役場	防災行政無線電話 加入電話 F A X	
	熊本県宇城警察署長	宇城警察署警備課	加入電話 F A X	
	熊本県企業局長	企業局工務課	防災行政無線電話 加入電話 F A X	
	熊本県企業局発電総合管理所長	企業局発電総合管理所	防災行政無線電話 加入電話 F A X	
2	国土交通省 九州地方整備局長	熊本河川国道事務所 河川管理課	国土交通省専用電話 加入電話 F A X	
	九州電力株式会社 熊本支店長	熊本支店技術部熊本地区 土木グループ ダム総合管理室	加入電話 専用電話 F A X	

附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。